

第6章 重点的に取り組む施策

本計画の基本目標や目指すべき将来像を実現するため、本県の自然的、地域的な特性を踏まえ、環境に関する重要課題及び国際社会の一員として取り組むべき課題などについて、重点的に取り組む施策として位置づけ、それぞれの現状と課題を整理し、施策の方向を示します。

具体的には、重点的に取り組む分野を次のとおりとし、これらについて施策の方向性を示します。

- 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全 (第1節)
- 健全な森林・豊かな緑の保全 (第2節)
- 持続可能な水循環社会づくり (第3節)
- 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり (第4節)
- 廃棄物等の発生抑制等の推進 (第5節)
- 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進 (第6節)
- エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進 (第7節)

重点的に取り組む施策

富士山の環境保全	森林・緑の保全等	水環境の保全等	景観保全・農業
<p>重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全</p> <hr/> <p>(1) 多様な自然環境の保全 (2) 優れた景観の保全 (3) 富士北麓の不法投棄対策の推進</p>	<p>重点2 健全な森林・豊かな緑の保全</p> <hr/> <p>(1) 森林の多面的機能の発揮の促進 (2) 森林環境教育の推進 (3) 緑化の推進 (4) ふれあいの機会の提供</p>	<p>重点3 持続可能な水循環社会づくり</p> <hr/> <p>(1) 健全な水循環の維持 (2) 水環境の保全 (3) ふれあいの機会の提供</p>	<p>重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり</p> <hr/> <p>(1) 美しい景観の保全・整備の推進 (2) 環境の保全に資する農業の促進</p>

廃棄物対策	鳥獣害対策	地球温暖化対策
<p>重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進</p> <hr/> <p>(1) 発生抑制等に関する役割や取組の明確化 (2) 不法投棄対策等の推進</p>	<p>重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進</p> <hr/> <p>(1) 野生鳥獣の保護管理の推進 (2) 鳥獣害防止対策の強化</p>	<p>重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進</p> <hr/> <p>(1) クリーンエネルギーの導入促進 (2) 省エネルギー対策</p>

<図6-1 環境の各分野と重点的に取り組む施策との関係 イメージ図>



第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

現状と課題

富士箱根伊豆国立公園に指定されている地域には、青木ヶ原樹海、ブナ林、アカマツ林、ハリモミ純林などの自然林や原生林が分布しているほか、富士五湖では、天然記念物のフジマリモの生育が確認され、また、ガン、カモ類の飛来が多く、溶岩洞窟には希少なコウモリ類も生息しているなど、多様な動植物が数多く見られます。

標高が日本一高い成層火山で、かつ独立峰であり、広い裾野を持つ円錐型の富士山は、見る人を魅了する日本一の美しさや迫力を持ち、四季折々でその姿を変える眺望も富士山の景観を特徴づけるものです。

また、富士山は、豊富な地下水などの恵みをもたらし、この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

これら富士山及び周辺地域の豊かな自然と美しい景観を次の世代に継承していくため、本県では、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を契機に、その歴史を踏まえつつ、新たな時代を展望した「富士山総合環境保全対

策基本方針」を平成10(1998)年に策定して、総合的な保全対策に取り組んできました。

同時に、富士山の環境保全に取り組むため、静岡県と連携するなかで平成10(1998)年に「富士山憲章」を、平成23(2011)年に2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、全国に向け、その理念等の普及啓発に努めてきました。

しかしながら、オフロード車による自然破壊や、山麓部の不法投棄など富士山の自然環境や景観に影響を及ぼす問題も発生しています。

一方、富士山は、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、平成25(2013)年6月、世界文化遺産に登録されました。

私たちは、富士山とその周辺地域の自然環境や景観を守り、世界遺産としてふさわしい富士山の保全に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

重点1 富士山及び周辺地域の 良好な環境の保全

1 - 1 多様な自然環境の保全

1 - 2 優れた景観の保全

1 - 3 富士北麓の不法投棄対策の推進

1 - 1 多様な自然環境の保全

- (1) 「富士山憲章」及び「富士山の日」の理念にのっとり、富士山の環境保全と適正な利用を促進し、富士山を将来に引き継ぐよう、情報の発信を進めます。
- (2) 青木ヶ原樹海の原生的な自然を保全し、適正なエコツアーを確立するため、エコツアー主催者及び関係機関との合意のもと、策定、施行した「富士山青木ヶ原樹海エコツアーガイドライン」の周知と遵守の徹底を図ります。
- (3) 富士山を訪れる多くの来訪者が、マイカー（乗用車）の利用からシャトルバス等の公共交通の利用に転換するための取組に努めます。
- (4) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止するなど、水質の保全に努めます。
- (5) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (6) 県立試験研究機関において、富士山周辺の自然特性に関する調査・研究を進めます。
- (7) 富士山の環境保全を推進するため、富士山世界遺産センターを拠点として、意識啓発を行うとともに、富士山レンジャー等による環境保全活動を進めます。

1 - 2 優れた景観の保全

- (1) 「富士山包括的保存管理計画」の見直しや富士山の文化的な価値の啓発などを行い、世界文化遺産である富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくための取組に努めます。
- (2) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (3) 富士五湖など構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について県条例の規制を強化（景観保全型広告規制地区を指定）するなど、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。
- (4) 世界文化遺産景観形成地区において、富士山全体の景観の神聖さ・美しさを阻害する要因を改善するための修景事業を市町村と共に進めます。

1 - 3 富士北麓の不法投棄対策の推進

- (1) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	富士山環境保全活動参加者数	34,988人/年(H27)	50,000人/年(H32)
2	富士山環境教育参加者数	27,855人(H27)	28,000人/年(H32)
3	富士山チップ制トイレ協力度	29%(H27)	100%(H32)
4	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼) (COD)(再掲)	湖沼5地点中 5地点(H24)	湖沼5地点中 5地点(H30)
5	富士山科学カレッジ修了者数(再掲)	29人/年(H24)	32人/年(H30)
6	電線類の地中化延長(富士北麓地域)	17.3km(H26)	30.8km(H31)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～3: 富士山を守る指標(H12～32)
(山梨県・静岡県共同で策定した指標であり、基準値・目標値は両県の数値を合算したものです)
- 指標6: 山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)

第2節 健全な森林・豊かな緑の保全

現状と課題

本県は、県土面積の78%を森林が占めており、県の人口1人当たりの森林面積4,078m²は、国の人口1人当たりの森林面積1,967m²の約2倍と、豊富な森林資源を有しているといえます(人口は平成24(2012)年10月1日現在)。

森林は、木材の生産のみならず、水源涵養機能、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能といった公益的機能を含む多面的な機能を有しています。

しかし、木材価格の長期的な低迷、人件費等の経営コストの上昇などにより林業の採算

性は大幅に低下し、間伐等の保育や木材の利用が十分に行われない状況も見られ、こうした森林については、公益的機能を発揮させるため、公的関与による森林整備を行うことも必要です。

市街地における緑地については、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、県民の健やかで潤いのある生活環境の確保に大きな貢献をしています。

森林や緑地の有する多面的機能を十分発揮させていくためには、森林の適正な維持・管理を計画的に行っていくとともに、都市部での緑化を積極的に推進していく必要があります。

施策の方向

重点2 健全な森林・ 豊かな緑の保全

2 - 1 森林の多面的機能の発揮の促進

2 - 2 森林環境教育の推進

2 - 3 緑化の推進

2 - 4 ふれあいの機会の提供

2 - 1 森林の多面的機能の発揮の促進

- (1) 「やまなし森林・林業振興ビジョン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の振興を図るため、健全な森林づくりを推進するとともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。
- (2) 健康づくりの場として森林空間の利用に対する期待が高まるなか、人々に「和み」と「癒し」をもたらす機能を有する森林を活用する森林セラピー やツーリズムの視点を取り入れた森林活用を進めます。
- (3) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (4) 森林の公益的機能の持続的な発揮を図るため、管理不十分な森林について、森林環境税等を活用して、適正な森林整備を進めます。
- (5) 本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林^{かん}の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (6) 県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
- (7) 原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生育・生息地として、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じて、植生の復元など森林生態系を適切に保全、管理します。
- (8) 環境に配慮した工法の導入等により、自然にやさしい治山・林道技術の向上を図ります。
- (9) 森林総合研究所において、本県特有の自然環境や資源の保全、新技術の開発などにつながる研究に取り組みます。

2 - 2 森林環境教育の推進

- (1) 教育関係機関と連携し、森林の整備及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林を活用した体験活動を通じて森林環境教育の充実を図ります。
- (2) 森林や緑を大切にすることを育てるための、環境教育プログラムを推進します。
- (3) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」の積極的な活用を図ります。

2 - 3 緑化の推進

- (1) 緑化活動に対する理解を深めるため、民間団体、市町村等関係機関との連携のもと、各種イベントを開催し、緑化の推進に関する普及啓発を進めます。
- (2) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (3) 植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に選定し、質の高い緑化を進めます。
- (4) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。
- (5) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。

2 - 4 ふれあいの機会の提供

- (1) 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林公園や森林文化の森におけるプログラムの充実を図ります。
- (2) 山や森林に親しむことを通じて、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観など山や森林から得られる恩恵や、それらによって育まれた文化、歴史を改めて認識してもらう契機とするため、「山の日宣言」の趣旨にのっとり、やまなし「山の日」実践活動などを展開します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	荒廃した民有林の整備面積	3,888ha (H24～H28) H28は見込み	3,850ha (H29～H33)
2	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)
3	森林環境教育の実施教育機関数の割合(再掲)	62%/年(H24)	70%/年(H35)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: 森林環境税保全基金事業第2期計画
- 指標2: 山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)
- 指標3: 山梨県緑化計画(H26～35)

第3節 持続可能な水循環社会づくり

現状と課題

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳など雄大な山々に囲まれ、森林が県土面積の78%を占める森林県であり、豊かな森林によって育まれた水は、富士川、多摩川、相模川水系の上流のみならず下流にも多大な恵みをもたらしています。また、年間出荷額全国1位のミネラルウォーター、名水百選に選ばれた三分一湧水、忍野八海などに代表されるように、本県は良質な地下水及び湧水に恵まれており、生活用水の水源の約6割を地下水及び湧水に依存しています。

この水は、私たちの日常生活や事業活動に欠かせないものであり、工業用水、農業用水など様々な目的に利用され、また、河川、湖沼などの水辺は、野生の動植物、水生生物の生息、生育の場であるとともに、水や動植物とのふれあいの場として、人々の生活に潤いを与える空間となっています。

また、水は、雨となって地上に降りそそぎ、森林の土壌などに地下水として保水され、川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨になるとい

うように自然のなかで循環しており、その過程で多くの汚濁物質が浄化され、水環境や生態系が守られていることから、健全な水循環を維持しつつ、水の利活用を図っていくことが重要となっています。

一方で、都市化の進展や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化などを背景とし、森林の荒廃、水源涵養機能^{かん}の低下、生態系への悪影響など、健全な水循環の確保に支障となる問題が表面化してきています。平成23(2011)年度から2箇年にわたって実施した水資源実態等調査では、本県の降水量、地下水賦存量が長期的に減少傾向にあることも明らかとなりました。

私たちの暮らしや産業などに欠かすことのできない貴重な水資源、多様な水生生物が生息、生育でき、人々が水とふれあえる豊かな水環境を将来にわたって保護、保全していくため、様々な分野における水政策を展開し、持続可能な水循環社会を目指して継続的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

重点3 持続可能な 水循環社会づくり

3 - 1 健全な水循環の維持

3 - 2 水環境の保全

3 - 3 ふれあいの機会の提供

3 - 1 健全な水循環の維持

- (1) 健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」に基づき、施策の展開を図ります。
- (2) 水資源の有限性や重要性について普及啓発を行うとともに、産業活動の進展や人口動態の変化による水需要の把握に取り組みます。
- (3) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、地下水の適正採取や採取者に対する^{かん}涵養の指導など、地下水保全対策を推進します。
- (4) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、地下水の保全と適正な利用を図るため、地下水位の状況を常時監視します。
- (5) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、森林の土地売買等について事前に把握し、所有者等に助言をすることにより、水源地域内の適正な土地利用を図ります。
- (6) 県土面積の78%を占める森林の有する^{かん}水源涵養、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (7) 本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める^{かん}水源涵養保安林の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (8) 温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
- (9) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取組を促進します。

3 - 2 水環境の保全

- (1) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- (2) 安全な水道水を安定的に供給するため、水道事業者等による適正な水質検査体制の整備を指導監督します。
- (3) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- (4) 河川等における生物の生息、生育、繁殖空間の維持・回復のための取組に努めます。
- (5) 汚濁が著しく進行している河川、湖沼については、流入対策とともに、底泥の除去や植生を活用した浄化対策を行います。

- (6) きれいでさわやかな水辺環境の保全に向けた普及啓発を行うとともに、県民、民間団体、事業者、市町村との連携のもと、水辺の美化活動を実施するなど、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進します。

3 - 3 ふれあいの機会の提供

- (1) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	森林整備の実施面積(再掲)	4,685ha (H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)
2	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD) (再掲)	河川22地点中 21地点(H24)	河川22地点中 22地点(H30)
3	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD) (再掲)	湖沼5地点中 5地点(H24)	湖沼5地点中 5地点(H30)
4	生活排水クリーン処理率(再掲)	80.7%(H27)	87.3%(H35)
5	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率 (再掲)	50.6%(H26)	58.7%(H31)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1,5:山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)
- 指標4:山梨県生活排水処理施設整備構想2017(H28～37)

第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

現状と課題

本県における多様で豊かな自然や貴重な歴史的文化的資産は、山梨を象徴する美しい景観をつくりだしています。こうした自然景観や歴史的文化的景観は、私たちに、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を感じさせるものであり、このかけがえのない県民共有の財産を大切に守り育て、後世に継承していかなければなりません。

また、沿道のまち並みや住まいの周辺においては、公共施設、屋外広告物、公園緑地などが景観を構成する重要な要素であるため、これらの建築物等自体の美しさの追求と周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めるとともに、人々が集い、触れ合うことのできる憩いの場としての雰囲気づくりや地域の活性化にも配慮し、人間性豊かで魅力ある景観を創造していくことが必要です。

さらに、山梨のふるさとの景観は、農林業や商業など、住民の営む暮らしや経済活動の中で持続的に形成されてきたものであり、人々の生活や社会秩序を反映したものでもあります。地域における良好な景観づくりを進めるためには、郷土の景観を見つめる感性を育むとともに、住民や事業者と行政が共通の認識を持ち、それぞれの役割に応じ、県土の景観形成に協働して取り組む必要があります。

一方、県土の一部を構成する農村地域は、食料供給の機能のほか、上に挙げた良好な景観の形成や、国土保全、水源の涵養等といった多面的な機能を有しており、このような

機能を将来にわたって発揮させていく必要があります。

しかし、農業の生産面についてみると、農家のエコファーマー 取得の増大など環境保全型農業 の広がりがありますが、引き続き化学肥料、化学合成農薬の多投入による環境負荷の事態も見受けられます。

また、消費面では、食品の安全・安心、健康に対する関心の高まりから、有機農産物や化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した農産物への消費者ニーズが高まってきています。

こうした状況に対応するため、家畜排せつ物などの有効利用によるたい肥を活用した土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用を減らした農業生産方式の普及、定着を図ることが必要です。また、消費者に対して、環境への負荷の低減を図るため、こうして地域で生産された農産物を積極的に購入するよう、普及啓発を図っていくことが不可欠です。さらに、資源の循環的な利用の観点から農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を進めるなど、環境への負荷の低減を総合的に促進していく必要があります。

また、農業、農村の有する豊かな自然、景観は、地域全体の資源であり、これらを活かした環境と調和した農業、農村地域づくりを進めていくことが重要です。

施策の方向

重点4 環境にやさしく自然と 調和した美しい県土づくり

4 - 1 美しい景観の保全・整備の推進

4 - 2 環境の保全に資する農業の促進

4 - 1 美しい景観の保全・整備の推進

- (1) 市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し、地域の風土や歴史、産業などと密接に関わって形成されてきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類の地中化や街路樹等の植栽の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や優れた建築物への表彰により個性的で優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 良好な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。
- (4) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (5) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (6) 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図ります。
- (7) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (8) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。

4 - 2 環境の保全に資する農業の促進

- (1) 環境への負荷を低減する栽培技術の開発と普及、定着を図り、化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した栽培など環境保全型農業の普及を促進するとともに、環境への負荷の少ない農業を営むエコファーマーの認定制度を支援します。
- (2) 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を促進します。
- (3) 農業の持つ自然循環機能を活かし、家畜排せつ物や稲わらなどのたい肥化やその利用を促進します。

- (4) 畜産分野でのエコフィードを推進するためブドウのしぼりかすなど未利用資源の飼料化を進めます。
- (5) 農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動を支援し、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることにより、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
- (6) 本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため、自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組みを推進します。
- (7) 生活排水による河川・湖沼の水質汚濁を防止し、清流を守るため、農業集落排水施設の計画的な整備を推進します。
- (8) 担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速するため、農地中間管理機構が行う事業を支援するとともに、県、市町村、JA等の関係機関が連携して事業の推進に取り組みます。
- (9) 耕作放棄地を再生し、企業を含めた多様な担い手に農地を集積するため、区画整理や農業水利施設、農道等の農業生産基盤の整備を推進します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	電線類の地中化延長(富士北麓地域)(再掲)	17.3km(H26)	30.8km(H31)
2	国・県指定文化財の新規指定件数(再掲)	-	25件(H30)
3	「緑の教室」受講者数(再掲)	980人(H24)	1,380人(H35)
4	エコファーマー認定者数	7,414人(H22)	7,800人(H26)
5	有機農業に取り組む面積	115ha(H26)	200ha(H31)
6	多面的機能支払交付金による取り組み面積	6.814ha(H26)	8,000ha(H31)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: 山梨県社会資本整備重点計画-第3次-(H27～31)
- 指標2: 新やまなしの教育振興プラン(H26～30)
- 指標3: 山梨県緑化計画(H26～35)
- 指標4: やまなし農業ルネサンス大綱(H23～26)
- 指標5～6: 新・やまなし農業大綱(H27～31)

第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進

現状と課題

事業活動や日常生活から絶え間なく発生する廃棄物について、県民、事業者の環境に対する意識の向上や各主体のリサイクルの推進などの取組により、ごみ排出量や最終処分量などは減少傾向にあります。

しかしながら家庭やオフィスから出る一般廃棄物については、本県は、リサイクルの取組を示す再生利用率の伸びや事業系一般廃棄物の削減が全国に比べ進んでいない状況です。

また、産業廃棄物については、各種リサイクル法に基づく排出事業者及び処理業者のリサイクル等の取組が進んでいますが、経済動向により左右される面が大きいと、引き続き、発生抑制と適正処理を推進していく必要があります。

なお、近年、全国的な産業廃棄物最終処分場のひっ迫が緩和していることなどを踏まえ、本県では、当面、公共関与による新たな最終処分場の設置を凍結しており、さらに、平成25(2013)年11月には、本県初の公共関与

による管理型処分場である山梨県環境整備センターを閉鎖せざるを得ないこととなりました。今後は、産業廃棄物を取り巻く将来的な状況の変化に対応し、新たな設置の必要性や整備手法等を検討するため、県内の最終処分量や全国的な産業廃棄物最終処分場の動向などを注視していく必要があります。

さらに、廃棄物の不法投棄については、全国的に不法投棄事案が発生しており、県内においても依然として後を絶たない状況です。こうした不法投棄は、近年、広域化、悪質化が進んでいることから、警察や市町村と連携して監視体制を強化し早期発見、未然防止を図る必要があります。

このような本県における廃棄物に関する課題に対応するため、廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理等のための取組を一層強化することが重要であり、事業者、県民、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携していく必要があります。

施策の方向

重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進

5 - 1 発生抑制等に関する役割や取組の明確化

5 - 2 不法投棄対策等の推進

5 - 1 発生抑制等に関する役割や取組の明確化

- (1) 廃棄物等の発生抑制等を推進し、循環型社会の実現を図るため、本県の廃棄物に関する現状や課題を踏まえて策定した「第3次山梨県廃棄物総合計画」に基づき、施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
- (3) 県内の産業廃棄物最終処分量の一層の削減に向け、産業廃棄物適正処理推進ビジョンに基づき産業廃棄物の一層の排出抑制と再生利用を推進します。
- (4) 県内及び全国の産業廃棄物処理状況やリサイクル技術を含む廃棄物処理技術の進展等の動向把握に努め、必要に応じて、産業界、廃棄物処理業界及び市町村等の意見を踏まえ、廃棄物最終処分場の設置の必要性や整備手法等について検討します。
- (5) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。

5 - 2 不法投棄対策等の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理を防止するため、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、廃棄物監視員などによる不法投棄監視パトロールを行うなど、監視の一層の強化を図ります。
- (2) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。
- (3) 不法投棄などの事案に対しては、警察などと連携を図るなかで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、厳正に対処します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	一般廃棄物総排出量(再掲)	310千t(H25)	277千t(H32)
2	1人1日あたりに家庭から排出するごみの量 (再掲)	589g/日(H25)	550g/日(H32)
3	一般廃棄物再生利用率(再掲)	16.6%(H25)	23%(H32)
4	産業廃棄物総排出量(再掲)	1,824千t(H25)	1,842千t(H32)
5	産業廃棄物再生利用率(再掲)	55%(H25)	56%(H32)
6	産業廃棄物最終処分量(再掲)	154千t(H25)	153千t(H32)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～6: 第3次山梨県廃棄物総合計画(H28～32)

第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

現状と課題

近年、ニホンジカ、イノシシなど特定の鳥獣や外来生物の生息数増加や生息域拡大等により、農林業や生態系等への被害が深刻化しています。

人と野生鳥獣とが共生するためには、科学的なデータに基づく野生鳥獣の保護管理を計画的に実施する必要があります。

県では、長期的な観点からこれらの野生鳥獣の保護を図ることを目的として、特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

特定鳥獣保護管理計画では、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りながら、科学的で計画的な管理目標を設定し、これに基づき、鳥獣の適切な個体数管理の実施、

鳥獣の生息環境の整備、鳥獣による被害の防除等を推進しています。

一方、野生鳥獣による農作物の被害は、農業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄地が増加する一因となっています。また、耕作放棄地は野生鳥獣の隠れ場所にもなることから、被害の拡大に拍車をかけています。

このため、関係団体等で構成する野生鳥獣被害対策連絡協議会で被害防止対策の総合的な検討を進めるとともに、被害防止施設の効果的な導入促進と関係団体及び地域が一体となった被害防止対策の取組を推進しています。

施策の方向

重点6 野生鳥獣の保護管理・ 鳥獣害防止対策の推進

6 - 1 野生鳥獣の保護管理の推進

6 - 2 鳥獣害防止対策の強化

6 - 1 野生鳥獣の保護管理の推進

- (1) ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
- (2) 管理捕獲従事者の確保・育成を推進します。

6 - 2 鳥獣害防止対策の強化

- (1) 鳥獣害防止技術指導員や集落リーダーの育成・活動支援等により、地域ぐるみの被害防止対策を推進します。
- (2) 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、市町村に設置されている鳥獣害防止協議会や関係機関と連携し、侵入防止施設の整備を推進します。
- (3) 市町村の被害防止計画に基づいて、地域協議会等が実施する被害防止対策を支援します。
- (4) 森林整備事業での被害防止対策により、森林の保護に努めます。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	ニホンジカの推定生息数(再掲)	69,917頭(H24)	33,000頭(H35)
2	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha(H26)	4,500ha(H31)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: 第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(H24～28)
- 指標2: 新・やまなし農業大綱(H27～31)

第7節 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進

現状と課題

本県は、地域特性を生かしたクリーンエネルギーとして、太陽光発電、小水力発電、バイオマス、燃料電池の導入を促進し、また、東日本大震災後の電力不足に対応するため、県民運動として節電を実施してきました。

この成果を踏まえながら、概ね2050年ごろまでに、クリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪に、県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指します。

「エネルギーの地産地消」の実現のためには、クリーンエネルギー導入促進の加速と省エネルギー対策の推進に取り組むとともに、環境と調和した「エネルギー地産地消型社会」の構築に向けて、クリーンエネルギーによる電力の自給自足が可能なまちづくりや、創エネと省エネによる環境に優しいライフスタイルの定着などを進めていく必要があります。

施策の方向

重点7 エネルギーの地産地消による 地球温暖化対策の推進

7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進

7 - 2 省エネルギー対策

7 - 1 クリーンエネルギーの導入促進

- (1) 地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入を拡大します。
- (2) 地球温暖化を防止するため、化石燃料によらないエネルギーとして、製材残材や未利用間伐材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- (3) クリーンエネルギーである水素を活用する家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発を図るとともに、水素・燃料電池関連産業の集積と育成を図ります。
- (4) 事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。
- (5) 既設水力発電所の安定的稼働によりクリーンエネルギーの安定供給に努めます。

- (6) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
- (7) 自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。
- (8) 農村地域が有する豊かな資源を活用した再生可能エネルギーを積極的に導入し、農業関係施設の維持管理費等の低減を図るため、農業用水への小水力発電の施設整備等を推進します。また、市町村や土地改良区に対する研修会等を実施し、導入の取り組みを支援します。
- (9) 再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導等による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
- (10) 米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに、再生可能エネルギー等に関する情報発信を行います。
- (11) 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに基づき、地域と調和した太陽光発電施設の適正な導入を図ります。

7 - 2 省エネルギー対策

- (1) 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
- (2) 地球環境保全や省エネルギーなどに関する情報提供や普及啓発等を通じ、環境に配慮したライフスタイルの定着を促進します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	木質バイオマス利用施設数(再掲)	23施設(H26)	28施設(H32)
2	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kw未満)(再掲)	8.9万kW(H26)	14万kW(H32)
3	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)(再掲)	1.0万kW(H26)	1.2万kW(H32)

()内は年度

次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: やまなし森林・林業振興ビジョン(H27～36)
- 指標2,3: やまなしエネルギービジョン